

ひめぎん

情報

Information from The Ehime Bank

特集

伊予市の紹介

伊予市 総務企画課



伊予「五色姫海浜公園」



中山「そば畑」



ふたみシーサイド公園「恋人岬」

2015
初夏
No.279

ひめぎん

Information from The Ehime Bank

情報



・伊予市

伊予「五色姫海浜公園」

中山「そば畑」

ふたみシーサイド公園「恋人岬」

Contents

1 特集 伊予市の紹介 伊予市 総務企画課

6 愛媛県総合科学博物館 平成27年度の特別展・企画展のご案内

9 「環境モデル都市まつやま」の取り組みについて
泉 正三／松山市 環境部 環境モデル都市推進課 主査

12 松山の観光・コンベンション誘客事業の取組
公益財団法人松山観光コンベンション協会

17 愛媛銀行寄附講座・聖カトリック大学「風早の塾」第2部第1～8回概要 幸福の地域コミュニティ ソーシャルワークにおける“人—地域—自然”との関係のあり方を問う
ひめぎん情報センター

22 「暦年課税」と「相続時精算課税」について
山本 昭男／愛媛銀行 金融コンサルティング部／税理士

23 民法の基本⑤ ～代理～
岡本 真也／愛媛銀行 金融コンサルティング部／弁護士

25 健康保険の任意継続について
神野 哲夫／愛媛銀行 金融コンサルティング部／社会保険労務士・一級FP技能士

26 海運業の発達と現状⑪ ～世界に誇れる地場産業「愛媛船主」の概要～
日野 満／愛媛銀行 取締役 今治支店長

32 サラリーマンアンケート調査結果について（一部抜粋）

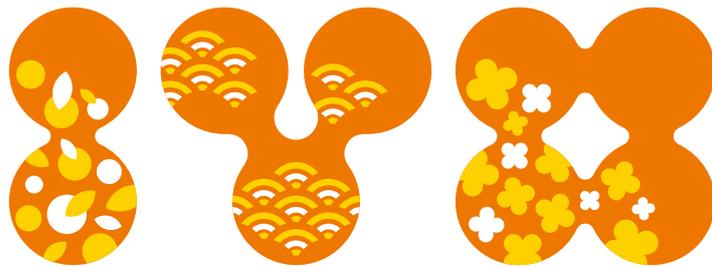
33 最近の愛媛県内景気

特集

伊予市の紹介

伊予市 総務企画課

ますます、いよし。

伊^四予^国えひめ市

伊予市の概要

伊予市は、愛媛県のほぼ中央、道後平野の西南部から四国山地の一部にわたり、西北は風光明媚な瀬戸内海に面しており、県都松山市から約10km、南予の玄関口に位置しています。

平成17年4月に伊予市、中山町、双海町が合併して、新「伊予市」が誕生し、平成27年4月、市制施行10年を迎えました。^{あお}碧き伊予

灘の恩恵とともに都市型文化を持つ「伊予地域」、^{みどり}翠深き栗林に代表される豊かな里山文化を持つ「中山地域」、^{あかね}茜色の夕日に代表される海の観光資源を持つ「双海地域」。それぞれが独自の個性をもち、それらが融合することで可能性の輪が大きく広がっています。

「ひと・まち・自然が^く出会う郷」を将来像に、伊予市を愛する市民を中心として、未来に向けた新しいふるさとづくりを進めています。

ブランドロゴマークの誕生



平成27年4月に合併10周年を迎え、市民がこれまで以上の一体感を持って魅力的な伊予市づくりに参画する取り組みを進めています。

その取り組みの一つとして、一般公募で集まった市民によるワークショップの活動を経て誕生したのがブランドロゴマークです。

■ロゴマーク

デザインコンセプトは「伊予市の一体感ある発展」。「伊予」のローマ字表記「IYO」を同サイズの円で構成し、かんきつを想像させる小さな丸が2つ、3つ、4つと集まり増えていくことで、伊予、中山、双海の3つの地域が一体となって成長する伊予市を表しました。

それぞれの文字の中には、恵み深い山を表す「果実、木もれ日、ホタル」、豊かな海を表す「青海波」、市の花「菜の花」のイメージをあしらっています。

このうちホタルは市内各地に残された源平物語の歴史ロマンを、伝統文様である青海波は先人の培ってきた伝統文化を、そして、菜の花は小さな花が力を合わせて美しい花畑をつくる市民の気質を表現しています。

新鋭的で斬新なロゴマークを採用すること

で、新たな一步を踏み出す意思を示すとともに、これまでに培った伝統、文化も大切にすする伊予市のイメージをシンボリックに表現しています。

■ロゴタイプ

緩やかなウェーブをあしらい、市民の優しさを表現するとともに、さまざまな考え方をおおらかに抱擁する海の波と、伊予市に爽やかに吹き込む新しい風を表現しています。

■シンボルカラー

特産品であるかんきつ、伊予灘に沈む美しい夕日、地域に残された山吹御前の伝説などからイメージされる「オレンジ」をシンボルカラーとし、ロゴマークの基本色としています。

■キャッチコピー

市名の「いよし」を、いよいよ、ますますといった繁栄を表す古語の「^{いよ}弥し」と重ねて「ますます、いよし。」と表現。「いよし」という市名を印象付けるとともに、これからますます良くなるという、伊予市の希望や未来を表現しています。

小さな丸が集まって形をつくっていくシンボルマークとも呼応し、各地域の魅力を互いに高め合う一体感ある伊予市のイメージと、これから何かが生まれる、という未来を感じさせます。



伊豫國あじの郷づくり

伊予灘の碧、栗林の翠、夕日の茜と三つの色を持った地域が一つになり、「三彩の郷」伊予市ができました。

伊予市には、花かつお、削り節、唐川びわ、柑橘、キウイフルーツ、チリメンいりこ、じゃこ天、鱧、鯛、中山栗、しいたけ、筍などなど新鮮で魅力的な食材がたくさんあります。

また、栄養学の創始者、佐伯 矩博士が幼少期を学ばれた所でもあります。

そこで市は、「まちづくり計画」として「食」と「食文化」をテーマに伊豫國「あじの郷」づくり構想を定め、市民、地域企業、行政が一緒になって実行委員会を立ち上げ、「あじの郷」に向けて取り組んでいます。

豊かな自然と魅力ある地域資源（地域の宝）を生かし、特産品の開発や販路拡大、後

継者の育成を目指すとともに食育と食文化の伝承などを推進し、明るく、楽しい、しゃれた「郷」を創り、新たな地域内産業の創出と本市の基幹産業である第一次産業の再生と興隆を図ることで地域の活性化、過疎化の抑制につなげようとするものです。



「あじの郷五勇士」

伊豫國に伝わる伝説の食材を捜し求める旅を続けています。



伊予市のおいしい食べ物



中山栗

大粒で味が良く、品質も抜群



唐川びわ

上品で甘さたっぷりの果汁が特徴



鱧 (はも)

県内有数の水揚げ量を誇る



いりこ

まるごと食べても苦味が少なく食べやすい



削り節

魚らしいしっかりとした味わい



キウイフルーツ

甘くておいしさ抜群。全国でも有数の産地



ミカン (柑橘類)

デコボンやハウスミカン栽培も盛ん



じゃこ天

揚げたての香ばしさとプリプリの食感

伊予市のおいしいものはこちらで



手づくり交流市場「町家」

伊予市米湊827番地4 (☎089-946-7245)

数寄屋風の建物には伊予市の特産品や農産物、鮮魚コーナーを設置。交流拠点として活用されています。



なかやま特産品センター

伊予市中山町中山丑173番地2 (☎089-967-1500)

JR伊予中山駅前であり、名産の栗を使った加工品や焼き栗販売のほか、新鮮な農産物が揃っています。



クラフトの里

伊予市中山町中山子271番地 (☎089-968-0756)

木工体験やそば打ち体験など、家族や友達同士でふれあいながら楽しめます。手作りシャーベットも大人気です。



ふたみシーサイド公園

伊予市双海町高岸甲2326番地 (☎089-986-0522)

「日本の夕陽百選」に選ばれた公園内で、地元の食材を生かした特産品などを販売。じゃこ天も大人気です。

愛媛県総合科学博物館 平成27年度の特別展・企画展のご案内

愛媛県総合科学博物館は、愛媛県新居浜市にある県立の博物館です。自然・科学・産業の知識を楽しく学べる施設として平成6年11月に開館し、「かはく」の愛称で親しまれ年間20万人をこえる方々に来館していただいています。

今回は3回にわたって総合科学博物館をご紹介します。第1回目は、平成27年度に開催予定の特別展や企画展についてご案内します。

巡回展

「こわいものめぐり～わたしたちが恐怖を感じるまで～」

【平成27年4月18日（土）～6月21日（日）】

私たちはどのようなときに恐怖を感じ、なぜ「こわい」という感覚に襲われて、時には冷や汗をかいたり動けなくなったりするのでしょうか。実は、私たち人間が様々な状況で恐怖を感じるのには、人類の始まりから続く「こわい」という記憶が、わたしたちの遺伝子に深く刻み込まれているからなのです。「こわい」という感情は、いまだに多くの謎に包ま

れていますが、その謎に現代の脳科学が答えを出し始めています。

この展示では、異次元の学校を舞台にした展示で様々な恐怖を体験し、日常に潜む「こわい」という感覚の働きを科学的に解き明かしていきます。また、期間中は「こわ～い特殊メイクを体験しよう!」や「磁石を食べる!? 磁性スライムを作ろう」など、様々なイベントやワークショップを行います。この機会に、ぜひ科博で「こわい」を体験し、恐怖について学んでみませんか?

特別展

「アマゾン ホントはこんなトコだった!」

【平成27年7月18日（土）～9月23日（水祝）】

南アメリカ大陸を流れ大西洋にそそぐ世界最大の河川であるアマゾン川には、豊かで多様性に富んだ動植物が数多くすんでいます。その数は魚類が約3,000種類、哺乳類が約250種類といわれ、特に昆虫に至っては100万種以上が生息していると推測されています。

今回の展示では、中でも特色ある生き物か



恐怖体験ゾーンの一コマ



アマゾン川の風景

ら、モルフォチョウやミイロタテハなど美しいチョウの標本、世界最大のカブトムシであるヘルクレスオオカブトムシ、アナコンダの巨大ロボット、ピラニアやピラルクーなどアマゾン川にすむ魚を展示します。

あわせて実際にアマゾンを訪れた学芸員がたどったアマゾン川流域の町イキトスまでの道のり、案内された市場で売られていた珍しい魚や動物など驚きの光景、川べりに建つ水上家屋にすむ人々の暮らしなど、これまで伝えられてきたアマゾンのイメージとはまた違った一面についても紹介します。

現地で入手した昆虫や民芸品なども展示します。「アマゾンってホントはこんなトコだったんだ!」と現地で感じたことを、皆様にお伝えできればと思います。



ピラニア



ヘルクレスオオカブトムシ

企画展「なつかしの道具、驚きの機械」

【平成27年10月10日（土）～11月23日（月祝）】

家電製品はいつの時代も「どきどき、わくわく」。最新作だけでなく懐かしい製品にさえ、一歩先を予感させた心躍る気持ちを、デザインや大きさ、素材から感じることができます。

今年の秋は、そんななつかしの家電製品に親しむ企画展を開催します。明治期や昭和初期から最近の製品までずらりと実物が並びます。どの世代の人も「知ってる!」「使ってた!」「これ欲しかったなあ。」と、思い出がよみがえるもの、「なにこれ?」「何に使うの?」「どう使うの?」と、疑問と興味がわくものがあるはずです。ぜひ、同世代と年の離れた人、2代3代の混成チームで観覧ください。きっと「あのころはなあ」「この使い方はねえ」とお互いの知識と思い出が交流することでしょう。その中で、家電製品に潜む科学技術とそれを生み出した人々の想いに触れていただけたら幸いです。それぞれの時代の技術と生活の力を感じられる場になるはずです。



扇風機

巡回展「森に親しむ博物館」

【平成27年10月17日（土）～11月8日（日）】

私たちのふるさと愛媛は、西日本最高峰の石鎚山をはじめ、県土の多くを緑の山々におおわれた緑豊かな恵まれた環境にあります。この森林を守り育てていくため、県では平成17年度から森林環境税を導入し、森林を県民共有の財産として大切に守り育て、次の世代に健全な森林を継承するために、様々な事業を積極的に展開しています。

そうした事業の一環として、愛媛県総合科学博物館では森林環境税を活用し、毎年度、東中南予地域3ヶ所において森林をテーマとした巡回展を開催しています。この巡回展では博物館の所蔵している植物や昆虫、菌類な

どのさまざまな標本を展示、森林を保全することで維持される生物の多様性など、森林と人の共生の大切さを県民の皆様にお伝えし理解していただきたいと考えています。



これまでの開催風景

企画展「めぐみの海・瀬戸内海」

【平成27年12月12日(土)～平成28年1月31日(日)】

瀬戸内海は東西約450km、南北約15～55km、面積は約23,000km²の閉鎖性海域で、周囲を本州、四国、九州に囲まれています。おだやかな波間に浮かぶ島々や白砂青松といった景観は美しく、国立公園に指定されています。瀬戸内海国立公園は日本最初の国立公園のひとつで、昨年、指定80周年を迎えました。一方、1府10県にまたがる沿岸域には約3,000万人もの人々が生活しており、海から様々な恩恵を受けて暮らしています。自然と人が共存してきた長い歴史が、瀬戸内海の景観を作り出してきたとも言えるでしょう。

このように身近な瀬戸内海ですが、その生い立ちやそこに生息する様々な生物相について、学ぶ機会はそれほど多くはありません。この展示では、瀬戸内海でみられる生物や瀬戸内海の成因、海と人間生活とのかかわり、



瀬戸内海

などの観点から瀬戸内海の姿を紹介します。

身近な里海・瀬戸内海について理解を深め、その大切さについて考えていただきたいと思っています。

企画展「防災の科学」

～自然災害から身を守れ!～(仮)

【平成28年2月27日(土)～4月10日(日)】

日本では様々な自然災害が各地で発生しています。今も繰り返し起こっている地震と津波災害、低気圧や大型台風による豪雨・洪水・土砂災害、強風・竜巻・高潮被害、活火山の噴火による被害、地域によっては大雪による雪害も深刻な問題となっています。そして、自然災害は自然環境や地理的条件によって被害が大きく異なります。私たちの住む四国・愛媛においても、南海トラフ沿いの地震などの大規模な災害が起こった場合、膨大な数の人々が被害を受けることが懸念されています。だれもが被害者となるリスクを抱えています。

自然災害から身を守るために被害を最小限に留めるために、私たちはどうすれば良いのでしょうか?この企画展では、自然災害が起こるメカニズムを解説し、どのような被害が想定されるのかを考えます。また、災害に対して私たちが日頃から備えておくこと、知っておくと便利な情報、簡易水ろ過装置や電池作りなどの役立つ科学の方法、防災グッズなどを紹介します。いざというときに自分の身を守り、そして共に助け合うことができるように、防災・減災について一緒に考えましょう。



ペットボトルで作ったろ過装置

「環境モデル都市まつやま」 の取り組みについて

松山市 環境部 環境モデル都市推進課
主査 泉 正三



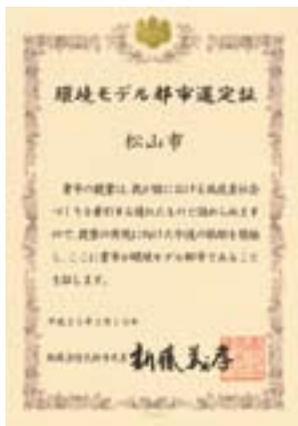
松山市での取り組み

近年、大型台風や竜巻、集中豪雨といった異常気象が国内はもとより、世界各地で頻発しています。

温室効果ガスの増加による温暖化が主な要因の一つとして考えられ、温室効果ガスを削減することは、地球規模に課せられた大変重要な課題となっています。

そのような中、松山市は温室効果ガスの削減に向けて先駆的な取り組みにチャレンジする都市として、平成25年3月、国から「環境モデル都市」に選定されました。

現在、全国に約1,700の自治体がある中で、「環境モデル都市」は、23都市しか選ばれておらず、大変栄誉なことであり、環境モデル都市として地域資源を最大限に活用するなど、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを、推進していかなければならないと考えています。



「松山市環境モデル都市アクションプラン」の策定

「環境モデル都市」としての取り組みを推進していくために、「松山市環境モデル都市アクションプラン」を策定し、4つの柱を定めました。持続可能な低炭素社会の実現に向けた、それぞれの柱について説明します。



①松山サンシャインプロジェクトの推進

本市は、年間平均日照時間が全国平均を大きく上回るとい地域特性に着目し、太陽エネルギーを活かして「脱温暖化」と「産業創出」の両立を目指した「松山サンシャインプロジェクト」を立ち上げています。

主な取り組みとして、クリーンエネルギーの導入促進のために、住宅・オフィス等太陽光発電システム、太陽熱利用システムや家庭用燃料電池システムへの補助事業があります。

平成25年度の太陽光発電システム補助件数は1,679件で、中核市で最も多いという結果が出ています。また、太陽光発電システムの世帯普及率4.1%（平成25年度末）は、中核市トップクラスの実績です。今後も、補助事業を始め、公共施設への太陽光発電システムの導入促進などに取り組んでいきます。

また、松山市の環境施設「まつやまRe・再来館」「都市環境学習センター」と、本市と姉妹都市であるフライブルク市の環境施設「エコステーション」との間でエコフレンド

④地域循環システムの推進

循環型社会・自然共生社会に向けた取り組みとして、環境教育のさらなる実施により、地域と連携した環境配慮型行動の実践を推進することで、市民のライフスタイルの転換や「地域循環型」の食品リサイクルループを活用した地産地消の推進等によるごみの排出量削減を促進します。

また、自然環境への負担を抑えるため、既存の最終処分場の延命化に取り組むほか、公共施設でのエネルギーの効率的な利用や高効率機器の率先的な導入を行い、さらなる温室効果ガスの排出削減につなげていきます。



小学校でのごみ学習会（松山市 清掃課）

終わりに…

このように、4本の柱を重点的に推進することとしています。また、「環境モデル都市」の事業は幅広い分野に渡るため、人づくりが重要であると考えています。

そこで、未来の松山市を担う子どもたちに「環境教育」に関する各種事業を実施することにより、自然に対する感性や環境を大切に思う心を醸成し、日常生活でも環境に配慮した行動をとることや、周りの人たちにもその重要性を伝えることができるよう育んでいきます。

また、「産」「学」「民」「官」の協働により低炭素社会づくりに向けて取り組むことを目的として、平成26年10月に「環境モデル都市まつやま推進協議会」が設立されました。

今後は、結成された推進協議会と連携し、「誇れる環境モデル都市まつやま」の実現に向け、取り組んで参りたいと考えています。



地域特性を活かした低炭素まちづくりフォーラム（平成26年10月18日）



松山市ホームページ：環境モデル都市
<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/machizukuri/kankyomodel/index.html>

コラム

環境省の公表によると、平成25年度の松山市民1人1日あたりのごみ排出量は、人口50万人以上の都市の中で最も少なく、平成18年度から、8年連続して最少という結果になりました。

このことは、本当に誇るべきもので、市民の皆さんが日ごろから、ごみの分別・減量やリサイクルに対して、高い意識を持ち、実践していただいた結果であると考えています。

今回の結果によると、市民1人1日あたりのごみ排出量は、816.5グラム。平成24年度と比べて、11.3グラムのダイエットに成功しました。

松山市全体で見ると、1年間に約2,200トンのごみ減ったこととなります。

みなさんの日々のご協力、本当にありがとうございます。



松山の観光・コンベンション 誘客事業の取組

公益財団法人松山観光コンベンション協会

松山観光コンベンション協会は、平成17年4月1日に財団法人松山コンベンションビューローと松山市観光協会が統合してできた組織です。平成24年4月1日には公益財団法人として、新たな一步を踏み出し社会的責任を自覚し、高い公益性を発揮しながら、まちの魅力である「光」を発信し、観光・物産・コンベンションの振興を図っています。

そもそも「観光」とは、古代中国五経のうちの一つである易経の「国の光を見る」という一節によると言われており、その意味は、その国・その地方の最良の物や所を観ること、転じて、土地の風光を観ることとされています。

少子高齢・人口減少が進む日本にとって、「観光」および「コンベンション」は地域における消費の増加や新たな雇用の創出など幅広い経済効果が期待されており、地域の方々が誇りと愛情を持つことができる活力に満ちた地域社会の実現をもたらすことから大変注目されています。

私たちは、地域経済活性化のために、国内はもちろん海外からの誘客事業に取り組んでいます。

今回は、私たちの誘客事業について、ご紹介したいと思います。

■観光・物産PR事業

私たちの事業でもっとも分かりやすく、市民や大勢の方の目に触れる機会が多いのは、この観光・物産PR事業だと思います。

観光キャンペーンとして全国各地にPRに行くほか、百貨店等で松山の特産品等の販売や観光ブースを設置した物産展を開催しています。



(神宮球場での観光キャンペーン)



(さっぽろ東急百貨店で「四国松山の物産と観光展」)

県外に行くだけでなく、松山の新しい魅

力発信事業として、「大神輿総練」事業も実施しています。

この事業は、「松山神輿」を新たな観光の資源として、市内の神輿をはじめ、伝統芸能の獅子舞、水軍太鼓、野球拳おどり等を創出する場を設け、独自の観光資源として全国に発信することで、観光の振興を図り、地域の活性化を図ることを目的に実施しているもので、平成26年度で5回目を迎えました。

神輿だけでなく、風早だんじり、宇和島牛鬼、新居浜太鼓台にも参加していただいたほか、県内8市町の観光PR・物産販売やステージイベントなどを実施して、65,000人の来場者があり大いに盛り上がりました。



(風早だんじり、宇和島牛鬼、新居浜太鼓台)



(松山神輿29基勢揃い)

また、観光PR大使となる「松山マドンナ大使」を選出して県内外のイベントへの派遣や情報発信の一環として、ポスターの作成や広

告掲出など、マスコミを通じた宣伝活動を行い、松山市の認知度向上により、観光客の誘致促進を図っています。

誘客だけでなく、松山を訪れた方への「おもてなし」も大切な事業です。観光客を受け入れるおもてなしの窓口として、JR松山駅・松山観光港・道後温泉駅前・松山城ロープウェイ乗り場1階に観光案内所を設置し、その運営を行っています。

年間約60,000件の案内業務をこなすとともに、道後・松山城の各案内所においては、レンタサイクルの業務も実施しており、約2,000件の貸し出し件数があります。

さらに観光客に対する「おもてなし」の充実として、松山観光ボランティアガイドによる松山城・道後温泉・坂の上の雲ミュージアム周辺の無料ガイドがあります。

現在の登録者は173名で、平成25年度には、年末年始を除き年間約8,300件、約28,000人に対して、研修を受けたボランティアガイドが丁寧に観光案内を実施しました。

訪れた方をあたたかくもてなし、「松山は良かった」「また来たい」と思ってもらえるように取り組んでいます。



(観光客を案内するボランティアガイド)

■コンベンション誘致事業

観光についてはよく耳にしても、「コンベン

ション」という言葉は聞きなれないという方はいらっしゃると思います。

コンベンションの定義は様々です。「人」「もの」「情報」が一堂に集まる場という、分かりやすいかもしれませんが、昨今では、MICE（マイス）、すなわち、Meeting（企業等のミーティング）、Incentive（インセンティブ）、Convention（学会・大会・学会等）、Exhibition／Event（文化スポーツイベント・展示会・見本市等）とされています。

私たちは、このMICEのうち、特に「C」のコンベンション誘致に重点的に取り組んでいます。コンベンションは、先にも書いたとおり、国内外の団体、学会、協会が主催する総会、学会等などを総称して言います。

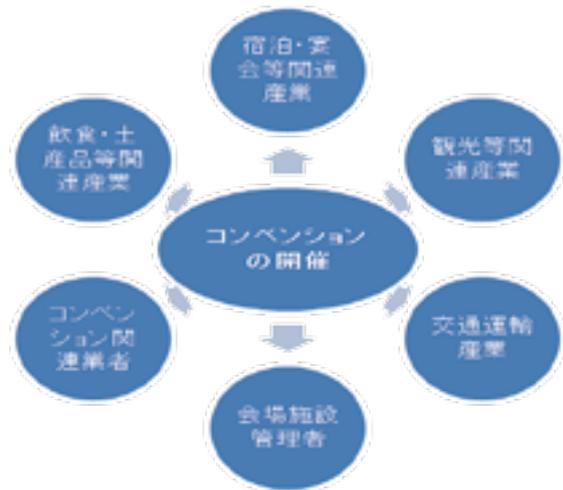
松山市のコンベンションを取り巻く状況は、ひめぎんホールや松山市総合コミュニティセンターなどの会議施設が市内にあることや空港から市内まで約20分、市内電車等主要施設に行けるといった交通の良さ、また日本最古の道後温泉や松山城といった有名な観光施設がコンパクトに集約されている等の都市力をPRすることで、近年では増加傾向となっています。

参考までに、松山市内で開催されたMICEの件数と人数を下図に示します。

	H23年度	H24年度	H25年度
件数	1,032	1,071	1,123
人数	1,139,344	1,235,300	1,526,485

コンベンションの開催は、施設、宿泊、飲食、交通、観光等の経済・消費活動のすそ野が広く、また滞在期間が比較的長いと言われていたため、一般的な観光客以上に地域への経済効果を生み出すことが期待されています。

また、全国から人や情報が集まることで、新たなネットワークの構築や新しいビジネス、イノベーションの機会を創出することにつながります。



近年、政府は観光を成長戦略の柱と位置づけ、観光庁が2012年3月に策定した「観光立国推進基本計画」では「今後5年以内に我が国における国際会議の開催件数を5割以上伸ばし、アジアにおける最大の開催国を目指す」という目標を掲げました。また、2013年3月に発足した観光立国推進閣僚会議でも、観光立国の実現に向けた具体的な施策をまとめた「アクション・プログラム」で「MICEの誘致・開催促進と外国人ビジネス客の取り込み」を主要項目の1つに挙げています。

そのため、コンベンション誘致は激しい都市間競争となっており、この競争に勝って「松山」を開催地として選択していただくために、私たちは松山でしかできない「新しいもの」を常に主催者に伝えています。

松山ならではのおもてなしとして郷土芸能伊予万歳や水軍太鼓等の派遣、松山でしか味わえない食べ物としてじゃこ天などの提供。そして、ユニークメニューの開催など「新しいもの」を主催者に提案しています。

ユニークベニューとは、歴史的建造物や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のことを言い、国内のみならず国際学会においても開催地選びの重要なポイントとなっています。

最近では、松山ならではのユニークベニューとして、松山城天守閣広場でのライトアップされた夜のお城を背景にした交流会や、松山城二之丸史跡庭園での国際会議をイメージした大会のレセプション開催などを提案し、実際に誘致できた大会もあります。

私たちは、今後も、松山ならではの、松山にしかない強みを活かしたコンベンション誘致に取り組んでいくことで、地域経済活性化、新しいビジネス、イノベーションの機会の創出を図ってまいります。



(松山城天守閣広場でのレセプション設営)



(郷土芸能の派遣)

■海外からの誘客事業

さて、平成25年の松山市を訪れる観光客推定数は564万2千500人、推定消費額は639億2千381万円でした。道後の宿泊者数は81万7千人であり、前年と比較して約12,000人の増。外国人観光客数は6万3,600人と推定され、前年から倍増となり、いずれも過去最高値を記録しました。そのうち、台湾からの観光客数は12,100人と初めて1万人を突破しました。

年	人数	備考
平成23年	3,200	台北市温泉発展協会と道後温泉旅館協同組合の温泉友好交流締結
平成24年	5,800	
平成25年	12,100	台北松山～愛媛松山、初のチャーター便運航

(台湾からの宿泊者推定数の推移)

私たちは、国内だけでなく海外からの誘客いわゆるインバウンド事業も行っています。

これまでに、広島・山口・下関と一緒に西瀬戸内周遊プランを作成し、韓国でセミナーの開催やKME (Korea Mice Expo) に出展したり、インバウンド誘致の視察招聘を実施したりしたほか、高松・徳島・高知と連携して中国からの教育旅行の招聘を実施したりしました。



(KMEの様子)

インバウンド事業の中でも特に力を入れているのは、台湾からの誘客です。

台湾台北市には「松山區」という、松山市と同じ名前の地域があり、そこには「松山空港」があります。「愛媛松山空港」から「台北松山空港」へ。まさに「松山～松山」という同じ名前の空港を結ぶ夢の飛行機の運航を目指してきた私たちは、台湾において様々なイベントを実施してきました。

平成21年の観光キャンペーンをはじめ、平成22年には台北市政府庁舎内における観光物産展。平成23年には台北温泉まつりに参加し、道後の神輿2基の協力のもと「鉢合わせ」を実施することで、一気に「松山」の名前を広めました。



(新北投温泉駅前広場での神輿鉢合わせ)

同時に、台北市温泉発展協会と道後温泉旅館協同組合が温泉協定を結び、それ以後、台北温泉まつりに参加し続け、平成24年には子供神輿2基の贈呈。平成25年には松山の獅子舞が参加し、会場を大いに盛り上げました。台北温泉まつりの期間中は、観光ブースも設置し、松山を代表するお菓子（タルト、坊っちゃん団子など）や今治タオル等の物産展を開催しました。

また、平成23年には台湾ドラマ「アリスへの奇蹟」の撮影を受入れました。このドラマは

台湾だけでなく、シンガポール、香港などでも放映され、日本でも平成23年から全国で順次放映されました（愛媛では南海放送で平成23年10月～全24回で放映）。平成25年には台湾で人気NO.1の旅番組「美鳳有約」の招聘を実施。司会の陳美鳳さんは、台湾で老若男女を問わず人気があり、撮影中は常に彼女のFacebookが更新され、連日約10,000件の「いいね」を獲得し、愛媛・松山の情報を台湾のみならず世界に発信しました。

また、台湾の雑誌やTV番組の取材を受け入れるなど、TVやマスコミを有効に利用して、広報宣伝を行ってきました。

このような事業が実を結び、平成25年におそらく世界でも初めてである同名空港を繋ぐ夢のチャーター便が運航しました。

おかげさまで「松山～松山」の夢は、今も続いており、定期運航に向けた取り組みを今後も実施していきます。



(2013年10月台北松山空港)

過去最高を記録した外国人観光客数は、平成26年にはさらに上回る予定です。

日本の人口は減少し、国内マーケットは曲がり角に来ているいま、台湾をはじめとした海外からの誘客事業に私たちはこれからも力を注いでまいります。

愛媛銀行寄附講座・聖カタリナ大学「風早の塾」第2部 第1～8回概要 幸福の地域コミュニティ ソーシャルワークにおける“人—地域 —自然”との関係のあり方を問う

ひめぎん情報センター

平成24年10月19日、当行は学校法人聖カタリナ学園聖カタリナ大学様（以下、聖カタリナ大学）と連携協力協定を締結致しました。その一環として平成25年度より、聖カタリナ大学において、学内外の講師による寄附講座を開講しています。

2年目となる平成26年度の寄附講座は、「幸福の地域コミュニティ」を主テーマに、第1部では人と地域や自然の“つながり”、第2部ではソーシャルワークによる“支えあい”に焦点を当てて、まちづくりや地域づくり、地域福祉について考える内容となっています。

今号では、第2部に実施した8回の講座について、概要を掲載します。

第1回「地域における“新たな支えあい”を求めて」

日時：平成26年9月26日（金）

講師：大橋 謙策氏

（日本社会事業大学大学院特任教授）

社会福祉について、憲法第89条、第25条に依拠した国家責任論が今も残り続けている。しかし、生活様式の変化や求められるサービスの細やかさから、これからは国ではなく、地方自治体を主体とする支援への転換が必要である。

従来の最低限度の社会福祉を超えて、個々

人の自己実現の支援を行うためには、これまで概念としてしか扱われてこなかった、憲法第13条「幸福追求権」に基づく福祉制度の設計が求められる。「喜び・悲しみを共有できる人がいること」「自分の役割があること」「自分を手伝ってくれる人がいること」「情報をくれる人がいること」が満たされて初めて、社会福祉といえる。

相談に来た人の支援を行うことは、ソーシャルワークのごく一部であり、問題を抱えている人はそのことに気が付いていないことや、危機意識を持っていないことが多く、ソーシャルワークは、問題を抱えている人に、問題を抱えていることを理解してもらうことからはじめ、ともに解決を目指していかなければいけない。

第2回「地域を基盤とするソーシャルワークの考え方」

日時：平成26年10月10日（金）

講師：岩間 伸之氏（大阪市立大学教授）

近隣との交際が希薄化した現代は、地縁がなくなりつつある。地縁がなくなり、社会的孤立の状態になると、生活に関する問題が発見しづらくなり（潜伏化）、問題の深刻化へとつながる。

ソーシャルワークの制度の対象とされる

「生活困窮者」は、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている。しかし、経済的困窮は社会的孤立と密接につながっており（長期のひきこもり、ホームレス、自殺未遂、自己破産、ゴミ屋敷等）、「生活困窮者」だけを支援しても、その定義のはざまにいる「社会的孤立者」が支援から漏れる。

「生活困窮者」の定義に該当する人の安心・安全を確保することだけでなく、「本人らしい生活」を実現するために、ソーシャルワークは、地域福祉と深く関わり、問題を早期に発見し、広範かつ継続的な支援が求められる。そのためには、支援団体だけでなく、地域が活動主体となれるよう、地域による支援の質を向上させることが不可欠である。

第3回「地域福祉の基盤づくりの考え方」

日時：平成26年10月24日（金）

講師：原田 正樹氏（日本福祉大学教授）

現在、75歳以上の人の2割は、何らかの介護が必要になるとされている。2025年には、団塊の世代が75歳になるが、75歳以上の人を支えるサービスは不足している。介護サービスの将来的な不足は、すでに高齢化が進んでいる地域よりも、大都市で深刻な問題となる。今後は、不足が懸念される介護サービスを増やすことも重要だが、健康寿命を長くし、介護を不要とする「予防」が求められる。

これまでの介護は、経済的機能の回復が中心であった。しかし、物的支援や就職支援などによって経済的機能が回復しても、さみしさ・孤独感による自殺などもみられ、本当に必要なサービスが提供できていなかった可能性がある。これからの介護は、地域ぐるみで居場所と出番を創ることによる、精神的な機能回復が求められている。また、生活困窮者

支援は福祉分野のみの問題ではなく、保険・雇用・金融・産業・農林漁業や、国・地方公共団体など、多くの分野に関係しており、まちづくりの視点から、関係部局の連携が不可欠である。問題の早期発見、問題解決までの長期的な見守りなどを可能にする地域づくりや、社会資源の開発が必要である。

第4回「地域を基盤とするソーシャルワーク実践～実践報告とシンポジウム～」

日時：平成26年11月14日（金）

講師：高杉 公人氏（聖カタリナ大学講師）

鈴木 秀明氏（四国中央市社会福祉協議会）

前田 善明氏（八幡浜市社会福祉協議会）

日野 大樹氏（久万高原町社会福祉協議会）

・四国中央市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、行政や各支援機関などへのパイプ役として個を支える地域づくりを実現していく。自らの足で現場を歩き、あらゆる生活課題・ニーズを浮き彫りにし、地域総合相談・生活支援体制の構築をしていく。どのような相談でもとにかく受け入れていくので、積極的に社会福祉協議会を活用してほしい。

現在の体制では、生活支援を行っていくうえで、金銭管理などの問題から後見人が必要となる場合、後見人をたてるのに時間がかかりすぎる為、今後はそれまでのつなぎの支援が必要となってくる。

・八幡浜市社会福祉協議会

法人後見での事務の担い手を後見支援員という。八幡浜市社会福祉協議会では、独自で実施している「福祉後見入門講座」の修了生や、サービス利用援助事業の生活支援など、地域福祉に熱意のある市民が後見支援員となっている。

後見支援員のもたらす効果は大きい。後見

支援員は、被後見人にとって共に生きる人生のパートナーである。単に金銭管理だけでなく、本人の人生に真剣に向かい合い支援することによって、被後見人のさまざまな感情を引き出していく。また、入居施設にもプラス効果がある。施設の介護職員よりも、一段と親身になって被後見人に接することにより、被後見人目線で気づくことが多くあり、施設の改善につながっている。

・久万高原町社会福祉協議会

生活支援の問題は、一部分・単面だけの支援では解決に至らないことがほとんどである。支援者一人では何もできないという現実を認識し、さまざまな角度から対策を検討していく必要がある。

基本的には住み慣れた地域（在宅）での生活ができるよう支援していく。社会福祉協議会は、支援者をコーディネートし、相談者を支えるネットワークを構築していく。

久万高原町は、愛媛県で1番高齢化率の高い市町であることから、相談を待つだけでなく、地域に出向き住民と直接話をするのが大切である。今後、地域住民の全員と交流し、相談を受けやすい体制を構築していく。

第5回「地域福祉の基盤づくりの実践～民学協働による地域福祉拠点づくりの実践報告～」

日時：平成26年11月21日（金）

講師：恒吉 和徳氏（聖カタリナ大学教授）
島崎 義弘氏（愛媛県社会福祉会理事）
高杉 公人氏（聖カタリナ大学講師）
高木 寛之氏（聖カタリナ大学講師）

・今治市玉川町での実践報告

平成19年、玉川地域住民座談会を開催。少子高齢化、近所付き合いの希薄化、スーパーの閉鎖による不便さ、交流施設の不足などさ

まざまな課題が浮き彫りとなる。その課題を解決していくために、今治市社会福祉協議会は、平成20年に「鈍川ふれあいサロン」、平成21年に「ふれ愛茶屋」を立ち上げた。「鈍川ふれあいサロン」、「ふれ愛茶屋」は、地域住民の交流を促進し、生活物資購買、宅配発送の取次、肥料の受け渡し等を実践し課題解決に努めたことにより、地域の憩いの場として鈍川地区の住民に喜ばれるようになるだけでなく、観光客、サイクリストなど、内外の客でにぎわう地域交流の場となっていた。さらには、聖カタリナ大学の学生の活動「ふくしのまちづくりラボ」（住民座談会への参加、フットケア、学園祭でふれ愛茶屋の模擬店を開催等）や、岡山県の学生の滞在型実習等、学生との交流の場にもなった。

・今後の展開

大学は、座学だけでなく、地域（現場）に出向いて交流を持つことによって発見があることを認識し、今後も学生と地域住民の交流を促進していく。専門職（社会福祉士）の育成にも力を入れる。

問題点を把握し、どのようなしくみが必要かを提起することは、地域住民しかできない。また、地域福祉は、地域住民による主体的な自治が前提であるため、今後も住民が先頭に立って活動を続けていく必要がある。これからの社会福祉協議会は、地域住民が内外ともに交流を図り、新しいコミュニティを創造していけるよう地域の核としての役割が期待される。

第6回「看取りを家族・地域がどう支えるのか」

日時：平成26年11月28日（金）

講師：石飛 幸三氏

（世田谷区立特別養護老人ホーム芦花ホーム医師）

われわれは、人生最期の迎え方について、今までに考えなければならぬ時に来ている。現在、延命治療は次々と開発され、日本は世界一の長寿国となったが、自分の最期の迎え方を選べるはずなのに、どこまで延命処置を受けるべきか判らなくなっている。日本には刑法219条がある。命を延ばす方法があるのにそれをしないと「保護責任者遺棄致死罪」に問われる。法に従うとどこまでも延命処置を続けなければならなくなるが、食事が自分でできず、お腹に小さな穴を開け、胃に直接通じる管をつけて経管栄養剤を注入してまで生きなければならぬのか。「かけがえのない親であり、どんな姿でもよいから、いつまでのこの世に居てほしい」という家族の想いは、本当に親のためなのか。自分の問題として捉えるべきであり、老衰と対峙するにあたり、自然の摂理に則り、本来人のための科学である医療、介護の使命を再認識していかねばいけぬ。

石飛氏が作った「平穏死」という言葉は、単なる延命治療が意味をなさないのであれば、それをしなくても責任を問われるべきでないという刑法上の主張である。老いて衰えた人が最期に「これでよかった」と思える逝き方を選択できるよう、法制度を含めて、国民一人一人が考える時期にきている。

第7回「精神障がい者の支えあいシステムづくり」

日時：平成27年1月16日（金）

講師：門屋 充郎氏

（NPO法人十勝障がい者支援センター理事長）

日本の社会には精神病に対する偏見がある。日本人の多くは、精神病の人と出会ったことがなく精神病の知識が乏しいにも関わら

ず、一部の誤解を招く報道や教育が、精神病に対する偏見を強めてきた。そして、私たちの社会では、精神病となると長く入院していることはあたりまえとなり、いつの間にか精神病となるとその人にはスティグマ（烙印）が押されることとなってしまった。また、家族扶養を当然と考える社会になっており、社会扶養が必要だという社会的合意が得にくい環境にある。

障がい者の生きづらさは、障がい者の心身の機能障害に問題があるのではなく、そのような機能障害を持つ障がい者を取りまく環境にある。これからは、どんなに重い障害であっても一人の「人」として生きられるようにしていかなければならない。本人の意思を優先し、一般生活から分離処遇されることなく、暮らしたいところで暮らせるようにすべきである。平成26年4月、精神保健福祉法は改正され、長期入院者および1年未満入院者への退院が促進されるようになってきた。現状の入院施設は閉鎖・縮小へと向かい、障がい者は入院中心から、地域中心の治療構造へと転換していく。転換に伴い、地域全体での支えあいが不可欠となってくる。理想は、専門職と市民と当事者自身が当事者を支えること。支える側だけでは支えられないのである。支えてみることから始まり、相互支援に価値あることを知り、当事者自身が当事者を支えていることに出会い、学ぶ。これらすべての支えが重要である。

第8回「総括シンポジウム」

日時：平成27年1月30日（金）

講師：本田 元広（愛媛銀行頭取）

ホビノ・サンミゲル氏

（聖カタリナ大学学長）

上田 稔氏（聖カタリナ学園法人事務局長）

下田 正氏（聖カタリナ大学教授）

- 上田 稔氏 (聖カタリナ学園法人事務局長)
幸福の地域コミュニティとは、地域住民が自然をいつくしみ、環境を保全し、人権を尊重し、地元だけでなく外からの交流も深く受け入れ、喜びを分かち合える地域だと考える。そのためには、地域の人全員とその地域に関わりのあるよその人が互いに認め合い、住民総参加で、産業振興、諸問題・課題の解決を実践していくことである。今後は、公民館活動のさらなる充実を図り、グリーンツーリズムの推進の実践等を通して「経済的困窮・身体的困窮・関係的困窮」からの脱却を目指す。
- ホビノ・サンミゲル氏 (聖カタリナ大学学長)
地域コミュニティの幸福とは、ハードな面 (物質的幸福) とソフトな面 (目に見えないもの) 両方を充実させていることである。幸せとは個人的なものではない、地域住民のみんなが幸せを意識しなければいけない。幸せになるためにはまず人を知ることが大切である。そこから地域の連帯感が生まれ、安心感につながっていく。
大学の役割とは、伝統的な文化を守り伝えていくことだと考えている。これまでに、さ

まざまな高齢者支援、ボランティア活動に取り組んできたが、今後も社会貢献を継続し、地域での大学の責任を果たしていく。

- 本田元広 (愛媛銀行頭取)

無尽の精神に基づき、誰もが思いやりの心を持ち、助け合い、協力し合い、補い合い等の相互扶助を実践し、また家庭でのコミュニケーションから見直し、自然とお年寄りに親切にしたり、近所の人を手助けしたりできるような教育をしていくことによって、幸福な地域コミュニティにつながっていく。そのためには、皆がそれぞれの立場でちょっとしたことから始めればよい。例えば、挨拶などからでもよく、そこから地域の連帯感が生まれていく。

結果よりも日頃の努力が大事である。要するに気持である。一人一人がふるさと愛媛を幸福な地域コミュニティにしようと思い、出来ることから行動していくことが大切である。今後も愛媛銀行は「ふるさとの発展に役立つ銀行」という経営理念のもと、地域銀行として誠心誠意社会貢献を行っていく。



平成27年1月30日 総括シンポジウム 左から

○愛媛銀行 頭取 本田元広 ○聖カタリナ大学 ホビノ・サンミゲル学長 ○聖カタリナ学園 上田稔法人事務局長

「暦年課税」と「相続時精算課税」について

愛媛銀行 金融コンサルティング部
税理士 山本 昭男



相続税の節税対策の一つとして、生前贈与があります。生前に財産を子や孫に贈与することにより相続財産を減少させることができ、相続税を軽減させるということができます。

このような生前贈与は贈与税の課税対象となり、その課税制度には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、それぞれ贈与税額の計算方法が異なります。

1 暦年課税

贈与税の原則的な課税形態であり、1年間（1月1日から12月31日）に贈与により受け取った財産の価額を合計し、その合計額から基礎控除額110万円を差し引いて、その残額に税率を掛けて贈与税額を算出します。したがって、1年間に贈与を受けた金額が110万円以下であれば、贈与税の負担は発生しません。

このように贈与を受けた年ごとに課税を完結させることから「暦年課税方式」と呼ばれています。

2 相続時精算課税

この制度は、受贈者の選択により適用されるもので、贈与時に贈与財産に対する贈与税を申告・納付し、その贈与者の相続時にすべての贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算して計算した相続税額から、すでに納付した贈与税額を控除して、納税すべき相続税額とする制度です。この場合の贈与税については、複数年にわたって適用できる2,500万円の特別控除があり、これを超える贈与に対しては、一律20%の税率で課税されることとなります。

つまり、一定の限度（2,500万円）までは重い贈与税を払うことなく、親や祖父母の財産を子や孫に贈与することができ、相続発生時に相続税の課税価格に含めて計算し精算をするという

制度です。

この制度の適用を受けるための要件として次のようなものがあります。

3 「相続時精算課税」の適用要件等

- (1) 贈与者は60歳以上の親又は祖父母、受贈者は贈与者の推定相続人である20歳以上の子又は20歳以上の孫であること（年齢は贈与の年の1月1日現在のもの）。
- (2) この制度を選択しようとする受贈者（子又は孫）は、最初の贈与を受けた年の翌年3月15日までに、適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出すること（この期限を過ぎると適用は認められません）。
- (3) 贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はありません。
- (4) 一度、「相続時精算課税」を選択すると、この制度を選択した年以後は、贈与者が亡くなる時まで継続して適用され、「暦年課税」に戻ることができません（したがって慎重に選択する必要があります）。

(注) 相続時精算課税に係る贈与税額を計算する際には、暦年課税の基礎控除額110万円を控除することはできませんので、贈与を受けた財産が110万円以下であっても贈与税の申告をする必要があります。

生前贈与は相続税対策に大きな効果がありますが、贈与の仕方を間違えるとかえって税負担が重くなることもありますので、贈与する際には税理士などの専門家の意見を聞き実行するようにしてください。

※平成27年3月31日現在の税制・関係法令等に基づき記載していますので、その後の税制改正等にご留意ください。

民法の基本⑤

～代理～

愛媛銀行 金融コンサルティング部
弁護士 岡本 真也



1. 代理の経済的機能

契約をはじめとする法律行為を有効に行うためには、適切に意思表示がなされることが必要です。したがって、法律行為は本人が行うのが原則です。

しかし、人間は体が1つしかないのも、もし絶対に本人が意思表示しなければならないとすれば、同時に複数の取引機会があるといずれかを逃してしまうこととなります。法人であれば、必ず代表者が意思表示しなければならないとすれば商売は成り立ちません。

そこで、民法では代理人が意思表示を行って法律行為を成立させることが認められています。

代理の論点は多岐にわたりますが、今回は必要最低限の基本のみ取り上げます。

2. 代理の基本概念

代理には任意代理と法定代理があります。法定代理は法律上付与される代理権（未成年者における親権者など）ですが、ここでは任意代理（以下、単に「代理」といいます）について述べます。

代理とは、例えばAがBから物を買いたい場合に、Cに代わりに購入の意思表示をさせて契約を成立させ、その効果をAに帰属させる制度です。この場合のAを本人、Cを代理

人といいます。

代理は、本人が代理人に対して代理権を授与し、代理人が相手方に対して本人のためにすることを示して（**顕名**といいます）法律行為を行うことで成立します（民法（以下省略）99条1項）。ただし、商取引の場合は顕名は不要です（商法504条本文）。

代理人は本人に従うのみなので、行為能力が不要であり（102条）、未成年者や成年被後見人も意思能力があれば代理人になることができます。

代理人の代理人という概念もあり、これを**復代理**といいます。復代理人は、本人の許諾を得たとき、またはやむを得ない事由があるときのみ選任できます（104条）。復代理人の行為の効果は、直接本人に帰属します（107条）。

3. 利益相反行為の禁止

代理人は、以下の行為は利益相反行為として禁止されています。

自己契約…自己が当事者の時に、相手方の代理人になること。たとえば、A B間の取引につき、AがBを代理してAのみで取引を成立させること。

双方代理…当事者双方の代理人となること。

例えば、A B間の取引につき、CがA B双方の代理人となり、Cのみで取引を成立させること。

4. 代理権の消滅

授与された代理権は、本人の死亡、代理人の死亡、代理人に対する破産手続開始または後見開始、代理権授与自体の終了によって消滅します（111条）。

5. 無権代理

(1) 原則

無権代理とは、代理権の授与を受けていない者が本人を顕名して取引をすることです。これは原則として無効であり、勝手に代理された本人が**追認**（後から有効性を認めること）した場合のみ有効となります（113条1項）。仮に追認を得られなければ、無権代理人は相手方の選択に従い、無権代理した法律行為に基づく義務を履行するか、損害賠償をしなければなりません（117条1項。ただし、相手方が無権代理人に代理権がないことを知り、または過失で知らなかった場合等は免責されます。同条2項）。

(2) 例外～表見代理

ところが、追認を得られなくても例外的に無権代理が有効になり、本人にその効果が帰属してその通りに履行しなければならなくなる場合があります。それが**表見代理**と言われるもので、本人が無権代理人による無権代理行為を助長しているような場合に成立することがあります。

a. 代理権授与表示による表見代理(109条)

本人AがBに代理権を与えるつもりもないのに、相手方Cに対して、Bに代理権を与えた旨を表示した場合、Cが、Bに代理権が与えられていないことを知っていたか、または過失で知らなかった場

合を除き、代理が有効になります。

b. 権限踰越の表見代理（110条）

本人AはBにある特定の行為の代理権を与えていたが、Bがその代理権を逸脱して相手方Cと取引した場合、CがBにその逸脱行為の代理権があると信じる正当な理由があると逸脱代理行為が有効になります。ここで「正当な理由」とは、Bにその逸脱行為の代理権が与えられていると信じ、かつそのように信じたことにつき過失がないことと解されています。この表見代理の例としては、AがBにCから100万円借りてくるように言われたにもかかわらず、1000万円借りてきたような事例が該当します。

c. 代理権消滅後の表見代理（112条）

代理人Bは本人Aから代理権を与えられていたが、Aの死亡や代理権授与の終了等でBの代理権が消滅し、その後BがAを代理して相手方Cと取引した場合、CがBの代理権消滅を知らなかったことにつき過失がなければその代理行為は有効になります。

6. 民法改正要綱仮案

法務省「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」における代理に関する改正案のうち、大事なものを2つ紹介します。

- 現行法では、自己契約・双方代理（108条）を行った場合の効果が定められていませんが、無権代理として取り扱うことが明記されます。
- 代理人が、代理権の逸脱ではなく、その代理権の範囲内で本人のためではなく、代理人自身または第三者のために代理行為をした場合、相手方がその目的を知り、または知ることができた場合に限り無権代理として取り扱われます。

健康保険の任意継続について

愛媛銀行 金融コンサルティング部
 社会保険労務士・一級FP技能士
 神野 哲夫



【任意継続とは】

任意継続とは、退職や労働時間の短縮等により、健康保険の被保険者の資格を喪失したとき、一定の条件のもとに本人の希望により、個人で継続して健康保険に加入できる制度です。加入すると、在職中と同じ給付が受けられます（退職後、新たに発生した傷病・妊娠に対する傷病手当金・出産手当金は支給されません。）。

1. 加入条件

- (1) 資格喪失日（退職日の翌日）までに健康保険の被保険者期間が継続して2か月以上あること。
- (2) 資格喪失日から20日以内（20日目が土日・祝日の場合は翌営業日）に『任意継続被保険者資格取得申出書』を提出すること。

2. 加入期間

加入期間は2年間です。いったん加入すると任意にやめることはできません。加入期間中に資格を喪失するのは、以下の場合です。

- (1) 加入者が再就職し、健康保険の被保険者の資格を取得したとき
- (2) 加入者が後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得したとき
- (3) 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- (4) 死亡したとき

※家族の扶養に入る、国民健康保険に加入する等の理由で、任意に資格を喪失することはできません。

3. 保険料

保険料は、在職中の健康保険料の2倍です。在職中は事業主との折半で負担することになっていましたが、任意継続は個人で加入するため、保険料は全額自己負担となっています。ただし、上限があります（その健康保険組合加入者の平均標準報酬で計算した額が上限）。

＜協会健保の適用保険料＞

	在職中	任意継続
保険料の負担	事業主と被保険者が折半で負担	被保険者が全額負担
適用される健康保険料率	事業所所在地の率	被保険者の住所地の率
上限	47 等級	21 等級

※平成26年度現在の愛媛支部の上限額

- ・介護保険に該当しない方 : 28,084円
- ・介護保険に該当する方 : 32,900円

海運業の発達と現状⑪

～世界に誇れる地場産業『愛媛船主』の概要～

前号のひめぎん情報新春号 (No.278) では、「7.当行の海運融資の取組」をご紹介しましたが、今号では「8.造船業について」をご紹介いたします。

愛媛銀行 取締役
今治支店長
日野 満



8. 造船業について

(1) 世界の造船状況

造船業界は2008年のリーマン・ショックまでは海運市況の高騰を受けて順調に新造船の契約を獲得し、各社フル操業で多数の船舶を建造してきたが、2009年以降は新規受注は激減してきた。新規受注は減少したものの、海運好調時の契約が残っていたため2011年までは高操業が続いていた。ところが2011～12年は新規契約も減少し受注残も減少してきたため、各社は操業をスローダウンするなど工夫をしながら凌いできた。建造量で世界一の中国、二位の韓国、三位の日本と各国の造船所は厳しい経営を続けてきた。

しかし、2013年に入ると、海運市況は依然として低迷していたが、これにより新造船価は下がり、船主は「船価は底値」と見て新たに新造船の発注に動き出したため、受注量は増加に転じた。特に、日本の造船各社は燃費性能の優位性と円高是正による価格競争力向上等により2013年前半に新規受注が急増し、現状は概ね2017年中の工事量を確保している。
※新造船竣工量は、2013年は世界全体で70,480千総トンで、海運市況の低迷を受けて2011年をピークとして減少傾向にある。国別で見ると、2013年の建造量は、中国が25,903千総トン (2011年比△13,706千総トン)、韓国が24,504千総トン (2011年比

△11,346千総トン)、日本が14,588千総トン (2011年比△4,779千総トン) となっており、各国とも減少している。

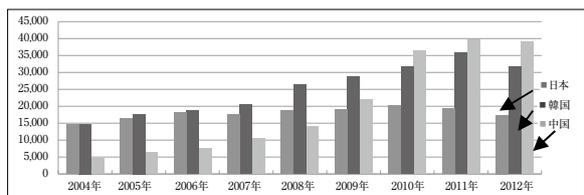
※手持ち工事量は、2008年がピークで、2012年がボトム。2013年は増加している。

※受注量は、2007年がピークで、2012年がボトム。2012年は2007年比△77.6%である。

【国別の船舶竣工量の推移】 (単位:千総トン)

(出典: 日本造船工業会 / 造船関係資料)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
日本	14,515	16,434	18,176	17,525	18,658	18,972	20,218	19,987	17,426	14,588
韓国	14,768	17,689	18,717	20,593	26,379	28,849	31,698	35,850	31,583	24,504
中国	4,679	6,466	7,665	10,553	13,956	21,969	36,437	39,609	39,003	25,903
欧州諸国	2,712	2,440	3,112	3,956	3,616	2,680	2,955	1,332	1,243	992
その他	3,497	3,940	4,448	4,693	5,083	4,602	5,125	5,687	6,320	4,493
世界合計	40,171	46,970	52,118	57,320	67,690	77,073	96,433	101,845	95,575	70,480



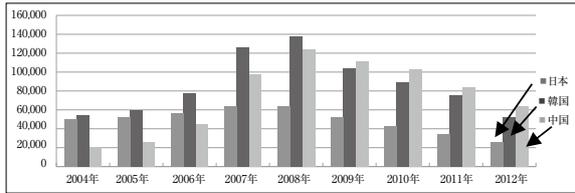
※以前は日本は造船大国として世界をリードしてきたが、2004年には韓国が日本を抜いて世界1位となり、更に2010年には中国が韓国を抜いて1位となっている。韓国の造船企業は財閥系企業など圧倒的なスケールを有している。中国の造船企業は国営企業を中心とした国策として躍進している。

※以前は日本と韓国が世界全体で高いシェアを占めていたので、両国が生産調整し不況を乗り切ってきたが、現在は中国が竣工量、

受注量、手持ち工事量ともにトップなので容易に調整が効かないようである。

【世界主要造船国別手持ち工事量】（単位：千総トン）（出典：日本造船工業会／造船関係資料）

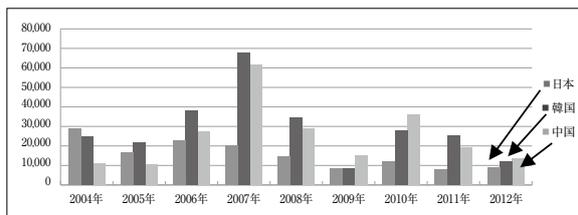
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
日本	49,708	51,871	56,928	63,814	63,841	51,966	42,474	34,270	25,828	26,089
韓国	54,355	59,282	77,265	126,531	137,596	104,252	89,595	75,872	52,109	60,624
中国	20,466	25,940	44,778	97,761	123,961	111,148	103,031	84,000	63,475	73,039
その他	21,684	26,929	29,899	41,626	42,872	33,145	25,916	22,825	18,957	23,112
世界合計	146,213	164,022	208,875	329,732	368,070	300,511	261,016	216,967	160,368	182,862



※日本の2013年の竣工量14,588千総トンの実績からして、手持ち工事量26,089千総トンは約1.8年。同様に、中国は2.8年、韓国は2.5年。

【世界主要造船国別受注量】（単位：千総トン）（出典：日本造船工業会／造船関係資料）

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
日本	28,860	16,502	22,557	20,413	14,733	8,509	11,921	7,689	8,851	13,400
韓国	24,976	21,609	38,109	67,893	34,643	8,522	27,912	25,125	11,967	35,906
中国	10,974	10,621	27,352	61,342	29,112	14,947	36,118	19,112	13,761	42,971
その他	12,390	11,268	11,582	18,192	8,059	1,622	6,449	4,874	3,421	9,443
世界合計	77,200	60,000	99,600	169,600	88,000	33,600	82,400	56,800	38,000	101,434



※海運市況の低迷を受けて各国ともに新規受注量が減少していたが、船価の低下などもあって再び増加に転じた。

【世界造船所売上ランク、海洋勢が増収、日本は順位下げる】

（出典：2014.8.20.海事プレス）

本誌がまとめた2013年度の世界の造船・海洋事業の売上高（邦貨換算）ランキングでは、一般商船事業の減収と海洋事業

の増収という二極化の傾向が強かった。各国の専門造船所がそろって減収となる中、大宇造船海洋やサムスン重工業、三井造船など、海洋関連事業の比率の高い造船所は増収を維持。オフショア船造船所を買収したイタリアのフィンカンチェリが売上世界4位に躍り出た。造船比率の高い日本造船は減収幅が大きく、各社が順位を落とした。（ランキングの基準が邦貨換算となるため、円安の影響で日本勢は全体的に順位を下げた。）

トップ10社の国別内訳は韓国4社、日本3社、欧州1社、中国2社で、前年に比べて日本が1社減、中国が1社増。トップ3は変わらず韓国大手が独占。首位の現代重工は、造船事業の落ち込みで減収となったが、連結対象の現代尾浦造船と現代三湖重工と合わせて造船・海洋の売上規模が2兆円規模を維持。大宇造船とサムスン重工は順位が入れ替わり、海洋を中心に売り上げが12%増となった大宇造船がサムスンを上回って2年ぶりに2位。4位の席には、昨年までのSTX造船海洋に代わり、フィンカンチェリが浮上。STXからオフショア船建造グループのヴァルド（旧STXOSV）を買収したことで売り上げが大きく増えた。5位には前年と同じく今治造船。操業を落とした影響でわずかながら減収だったものの、順位はキープした。6位には三井造船が浮上。7位はSTX造船。前年6位だったJMUは8位。9～10位には中国国営2社がランクイン。

【主要造船所の造船・海洋事業売上高】

(出典：海事プレス)

(韓国は2011年以降は連結ベース) (売上順)

(2011年度、単位：億円)			(2012年度、単位：億円)			(2013年度、単位：億円)		
企業名	国籍	売上高	企業名	国籍	売上高	企業名	国籍	売上高
現代重工業	韓国	15,920	現代重工業	韓国	16,267	現代重工業	韓国	19,952
大宇造船海洋	韓国	9,694	大宇造船海洋	韓国	9,699	大宇造船海洋	韓国	13,474
サム重工業	韓国	8,914	サム重工業	韓国	9,504	サム重工業	韓国	12,934
STX造船海洋	韓国	7,037	STX造船海洋	韓国	4,417	フィンケン	イギリス	4,946
合計造船	日本	4,186	合計造船	日本	4,196	合計造船	日本	4,033
三菱重工業	日本	3,118	三菱重工業	日本	3,346	三菱重工業	日本	3,773
三井造船	日本	3,096	三井造船	日本	3,212	STX造船海洋	韓国	2,906
大連船舶重工	中国	3,035	大連船舶重工	中国	2,761	大連船舶重工	中国	2,844
フィンケン	イギリス	2,649	常石造船	日本	2,523	大連船舶重工	中国	2,705
常石造船	日本	2,361	フィンケン	イギリス	2,447	上海外高橋造船	中国	2,231
上海外高橋造船	中国	2,350	三菱重工業	日本	2,258	ダムグループ	フランス	2,206
ユニオン造船	日本	2,148	上海外高橋造船	中国	1,894	常石造船	日本	2,159
新世紀造船	中国	2,019	揚子江船業	中国	1,867	新世紀造船	中国	2,050
江蘇裕盛重工	中国	1,958	ダムグループ	フランス	1,744	揚子江船業	中国	2,024
揚子江船業	中国	1,933	遼東中華造船	中国	1,615	三菱重工業	日本	1,838
IHI	日本	1,762	大島造船所	日本	1,414	大島造船所	日本	1,309
金海重工	中国	1,660	新栄島どつく	日本	1,268	江南造船	中国	1,672
フィッセン・クナップ	ドイツ	1,660	成東造船海洋	韓国	1,252	SPP造船	韓国	1,251
ダムグループ	フランス	1,557	フィッセン・クナップ	ドイツ	1,218	名村造船	日本	1,093
大島造船所	日本	1,526	SPP造船	韓国	1,050	韓連重工	韓国	982
遼東中華造船	中国	1,524	名村造船	日本	1,036	成東造船海洋	韓国	910
新栄島どつく	日本	1,504	江蘇裕盛重工	中国	1,004	新栄島どつく	日本	904

※入手可能な最新の公開資料より作成。中国の一部造船所は現地報道より。グループ企業の連結実績を表示。

※売上高は現地通貨を邦貨に換算。

【造船市況、本格回復の期待高まる、船価は最盛期の半額】 (出典：2013.9.20.海事プレス)

リーマン・ショックから約5年が経過し、低迷を続けてきた新造船市場にもようやく回復に向けた兆しが見え始めている。今年に入って船価は底打ちし、需要が大幅に増加したことで、春以降に日中の造船所は受注を大きく伸ばしている。(今回の発注増加は投機色の強い一過性のものとの見方もある。) その一方で、リーマン・ショック後、下がり続けた船価水準は最盛期と比べて約5割減となっている。

「造れば儲かる」とばかりに中国では造船業への参入ラッシュが続き、工場すら

持たずに新造船を受注する「砂浜造船所」と呼ばれる中小ヤードが増殖。現在の中国の生産能力の過剰につながる土壌が形成された。その目論見を見透かしたかのように、リーマン・ショック以降、船価は下落を続け、足元では中国の造船所ですら採算が期待できない水準まで下落した。規模拡大を進めてきた中国では昨年竣工量が減少に転じ、淘汰・再編の波が本格化。韓国では大手3社以下が経営危機に直面するなど、造船業は世界的な苦境に直面している。「山が大きければ、その分谷も深くなる」。約30年の周期で好不況のサイクルを繰り返してきた造船業。

日本では造船ブーム期に受注した高額契約船という“貯蓄”も尽き始めている。ブーム期に受注した契約船の建造は昨年度でほぼ一巡し、これから金融危機後に受注した船価の安い新造船が業績に反映されていく。造船ブームで稼いだ利益を採算割れの契約船が食いつぶす“持久戦”の様相が濃くなっていく中、日本の有力ヤードは当面はマーケットが本格回復する時期を模索しながら受注を進めていくことになりそうだ。

【大量の受注残、バルクは中国民営、MR型は韓国】 (出典：2014.6.23.海事プレス)

新造船の大量発注が続く中、特定の船種・船型では中国の民営造船所と韓国の銀行管理下の造船所の存在感が高まっている。本誌調べによると、ハンディマックス～ウルトラマックス級バルカーでは世界全体の発注残に占める中国民営造船のシェアが6割近くにまで高まっており、MR型プロダクト船では韓国の再建中の造船所の割合が3割となっている。

中小型バルカーでは、中国民営系の存

在感が高い。4万～6万重量トン級のハンディマックス～ウルトラマックス型では、発注残がおよそ700隻にまで積み上がり、既存船に占める割合が2割を超えているが、このうち中国民営系造船所の受注残が360隻で全体の5割を超えている。またハンディサイズでは発注残約400隻のうち中国民営が180隻強で46%、パナマックス型では発注残340隻のうち民営系が145隻で43%といずれも高い数字になっている。2008年以降の市況低迷期に、バルカーの新造船発注残では中国の民営造船所で納期遅れやキャンセルなどによって予定通り竣工しない例が多くあった。ただ、民営造船所と一口にいても、造船の実力や規模、体力、政府との関係などさまざま。中央政府の再編淘汰方針も合わせて、こうした造船所の発注残の動向が今後のドライ市況に影響しそうだ。

MR型プロダクト船では、銀行管理下で再建中の韓国の成東造船海洋とSPP造船、STX造船海洋、大鮮造船の受注残が多い。世界の発注残約350隻のうち、約100隻がこれら造船所の受注残だ。韓国の新興・中小規模の造船所の多くは金融危機後に相次いで経営破綻し、現在は銀行の管理の下で再建を進めている。MR型プロダクト船の大量発注で息を吹き返したとはいえ、足元では赤字決算が続いており、ウォン高や低船価受注、コストアップなど採算面で逆風は続いている。銀行が前受金返還保証（リファンドギャランティ）も含めて金融支援を続けるかどうか、MR型プロダクト船の市場動向に影響しそうだ。

【砂浜造船所】（出典：海事プレス）

砂浜造船所とは、中国の川沿いの民間小型造船所の俗称。海運・造船市況好

況時に参入した中小造船所は、十分な設備や設計図等がないまま砂浜または道路の傍らで船舶を建造しているといわれている。中国には約2,000社の造船所があるといわれているが、全体の8割を砂浜造船所が占めている。建造量ベースでは国営2大造船グループの中国船舶工業集団（CSSC）と中国船舶重工集団（CSIC）および民間の大手・中手で全体の7割を占めており、残り3割は「砂浜造船所」。

これらの砂浜造船所の手持ち工事量は数か月程度と見られ、採算と資金繰りの悪化で2014年頃までに淘汰されるのではないかと見られている。仮にこれらが倒産したとしても、建造能力の2～3割程度しか減らず、建造能力の余剰は解消されない。また、世界の海運市況に与える影響はそれほど大きくないと見られている。

(2) 日本の造船業の現状

2010年頃からの海運市況の低下を受けて新造船価格も下落してきており、日本の造船各社の業績（採算）は低下傾向にある。海運好況期に受注した船舶（高価格船）の引渡しがあった2012年までは業績はまずまずの状況であったが、2013年3月期は2011年以降に契約した低船価の船舶の引渡しが増える一方で、資機材は高止まりしており、各社ともに業績は悪化してきている。

また、2014年問題で解説したように、顧客である海運会社も市況低迷、円高・コスト高、燃料価格の高騰などによる採算悪化で体力を消耗し、新造船の発注意欲は低下してきており、造船所の新規受注は低調な状況で、受注残高（手持ち工事高）は減少してきている。

しかし、最近では受注環境は好転してきている。一部の船主（特に欧州の船主）は「船価は底を打った」とみて新規発注に動き出している。世界的な金余りからファンドマネー

が海運市況に流入してきていることも受注増加の一因とみられている。特に、日本の造船所は円高修正もあって価格競争力（US\$ベースで値下げも可能）が出て来ており、加えて、燃料価格が上昇してきている状況下、燃費性能に優れた「日本船」の評価が高まってきているということである。

また、日本の造船所は2017年まで工事（受注）を確保しているの、「低船価の受注は見合わせている」ということもあり船価は上昇傾向にある。その他、船舶管理能力が高い日本船主の評価が高いことから用船の引き合いも増えてきている。なお、日本の船社は支配船も多く、発注残も多量に残っているの、船価が底値であっても新規発注には慎重な様である。

※加えて、船舶に関する環境に対する諸規制（バラストタンクの新塗装基準、地球温暖化ガス排出規制、バラスト水管理規制、騒音規制、窒素酸化物排出規制、）が順次発効（予定も含む）してきており、船価は上昇する見通しである。

【重工系および造船各社の業績（連結）】

（単位：億円）

	売上高			経常利益			当期利益		
	2012/3期	2013/3期	2014/3期	2012/3期	2013/3期	2014/3期	2012/3期	2013/3期	2014/3期
三菱重工	28,209	28,179	33,496	862	1,490	1,832	245	973	1,604
三井造船	5,719	5,771	6,701	323	262	262	179	-82	429
川崎重工	13,038	12,889	13,855	636	393	606	233	309	386
佐佐木機械	6,240	5,859	6,153	446	310	330	195	59	179
名村造船所	1,226	1,184	1,246	110	145	237	56	80	127
サノヤスHD	730	590	467	77	44	34	12	4	10
佐世保重工業	661	359	310	97	-8	-16	7	-5	-28
内海造船	478	271	223	38	30	-19	10	2	-21

※有価証券報告書より転記（重工系各社は造船以外の売上也含む）。ジャパンマノリンユニテッド(株)は経営統合しているので除く。

(3) 四国の造船業の現状

四国管内には大小多数の造船所があり、瀬戸内海沿岸を含めて造船所および船用機器

メーカーなどの企業が集積している。（これらを海事クラスターまたは瀬戸内サプライチェーンと呼んでいる。）世界にはギリシャや香港などに海運集積地は多数あるが、瀬戸内海のように海運業と造船業・船用工業が集積した地域は他にはない。

四国運輸局の統計では、四国地区の造船業の2013年度分の建造許可実績は、隻数で対前年度比9%増の142隻、総トン数では対前年度比3%増の4,487千総トンとなっている。四国の船舶建造実績は全国シェアで約3割を占めている。

竣工実績は、隻数で見ると対前年度比17%減の128隻、総トン数で対前年度比16%増の4,092千総トンとなっている。これは日本全体の約3割を占める。種類別で見ると、貨物船9割で、その殆どが輸出船（仕組船）である。

2003年からの海運市況の高騰を受けて受注量、建造量は年々増加してきたが、2008年のリーマンショック以降の景気低迷・海運市況の暴落を受けて、新規受注は激減している。しかしながら、円高是正と燃費性能の優位性から引き合いは増加してきており、当面の受注残は確保できているので、各造船所とも安定操業が続いている。

【竣工実績の推移】（四国・全国）

（単位：隻・万トン）（出典：四国運輸局）

	2009年		2010年		2011年		2012年		2013年		
	隻数	総トン数									
四国	166	536.5	149	464.5	161	516.2	155	485.3	128	409.2	
内外	国内船	12	25.4	7	20.6	10	13.5	7	17.8	8	10.6
	輸出船	154	511.1	142	443.9	151	502.7	148	467.5	120	398.6
船種	貨物船	105	305	101	333.4	124	414.1	144	469.4	112	378.8
	油槽船	61	231.5	48	131.1	37	102.1	11	15.9	16	30.4
全国	504	2,012.00	487	2,001.00	485	2,021.40	421	1,686.80	335	1,294.70	
四国の占有率	32.90%	26.70%	30.60%	23.20%	33.20%	25.50%	36.80%	28.80%	38.20%	31.60%	

【竣工実績の推移】（県別）（単位：隻・万トン）

（出典：四国運輸局）

	2009年		2010年		2011年		2012年		2013年	
	隻数	総トン数								
香川	51	234.5	37	182.5	44	236.8	44	198.3	32	147.7
徳島	5	1.6	4	1.7	3	1.4	1	0.6	1	0.4
愛媛	100	285.8	100	269.1	106	265.5	102	273.8	88	252.3
高知	10	14.6	8	11.2	8	12.5	8	12.6	7	8.8
四国	166	536.5	149	464.5	161	516.2	155	485.3	128	409.2
全国	504	2,012.00	487	2,001.00	485	2,021.40	421	1,686.80	335	1,294.70

【四国運輸局管内の造船所数】

(2013年3月末現在) (出典：四国運輸局)

	許可造船所	登録造船所 (専業)	届出造船所 (専業)	合計
香川県	7	16	6	29
徳島県	10	9	2	21
愛媛県	松山支局	3	2	5
	今治支局	24	1	28
	宇和島支局	9	14	23
	小計	36	17	56
高知県	6	10	4	20
4県合計	59	52	15	126
全国	264	564	281	1,109

※許可造船所：総トン数500トン以上又は長さ50m以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船所。

(4) 愛媛県の造船業の発展

「愛媛船主」が日本商船隊の3分の1を占めるまでに発展してきた背景には、地元にも有力な造船所および造船関連産業が多数存在しているということが挙げられる。当地においては、船主と造船所は身近な存在であり、お互いに情報を共有し、試行錯誤・切磋琢磨を繰り返して今日に至っている。造船所の造船技術の向上は造船所自らの自助努力もさることながら、それを実際に所有・運航する船主の経験・苦労がフィードバックされていることもある。特に今治市は海運業者と造船業者が共に発展してきた特殊な集積地である。

愛媛県には大小合わせて56社の造船所があるが、そのうち総トン数500トン以上又は長さ50m以上の鋼船を建造する「許可造船所」は36社あり、全国シェアは13.6%を占める。愛媛県には国内第1位の建造量（世界第5位）を誇る今治造船グループを始め多数の大手・中堅造船所があり、それらの売上高は約5,100億円にも上る。愛媛県の高齢化の売上高と合わせて約1兆円の産業がある訳である。

【愛媛県の主な造船所】

あいえず造船(株)、(有)赤松造船所、浅川造船(株)、(株)今井製作所、今治造船(株)、岩城造船(株)、(株)大内造船所、(有)岡島造船所、(株)栗之浦ドック、佐川造船(株)、(株)繁造船所、しまなみ造船(株)、白浜造船(有)、(株)新来島どっく (=登記上は東京都)、住友重機械工業(株) (一部工場)、伯方造船(株)、檜垣造船(株)、保内重工業(有)、(株)波方造船所、松田造船(有)、三好造船(株)、村上秀造船(株)、矢野造船(株)、山中造船(株) 他

《参考》

(香川県)

(企)大崎造船鉄工所、川崎重工業(株)、四国ドック(株)、常石造船(株) 他

(高知県)

今井造船(株)、新高知重工(株)、(有)中之島造船所 他

(徳島県)

井村造船(株)、神例造船(株)、(株)徳岡造船、村上造船(有) 他



サラリーマンアンケート 調査結果について（一部抜粋）



【月々の小遣い】

全体では平均4万4,000円と、前回調査より2,000円の減額。既婚者については、平均3万3,000円（前回比▲2,000円）、未婚者は6万5,000円（同±0円）。

小遣いの使い道としては、全体では「食事・喫茶」62.9%が最も多く、次いで「飲み代」53.5%、「趣味・娯楽費」49.4%と続いている。「飲み代」は既婚者では、2010年調査以降5年連続で増加している。

【昼食の内容】

全体では、「自宅から持参した弁当」が約4割（42.9%）と、最も多い。弁当を持参する理由としては、「昼食代節約のため」が7割以上（76.1%）を占めている。

1日当たりの平均昼食代については、全体平均で530円（前回比+23円）。未婚者は平均518円（同+1円）、未婚者は平均557円（同+67円）と増加した。

【貯蓄】

平均貯蓄額は、全体平均429万7,000円（前回比▲17万6,000円）。

既婚者貯蓄の目的として、全体では「老後に備えて」40.7%、「子どもの教育資金」40.7%、「病気や不測の事態に備えて」35.1%が上位3項目。

既婚者では、「子どもの教育資金」56.9%が19年連続の第1位。次いで「老後に備えて」41.6%、「病気や不測の事態に備えて」35.7%となった。未婚については、「旅行・レジャー資金」37.9%、「老後に備えて」37.3%、「病気や不測の事態に備えて」34.3%が上位3項目。

【利用している金融商品】

全体で「銀行預金」88.8%、「生命・損害保険」35.1%、「ゆうちょ銀行貯金」31.1%、「投資信託」19.9%。「銀行預金」を利用している人が約9割。

また、アベノミクスをきっかけに投資したものでは、全体で「投資信託」10.4%が第1位。特に若い世代の割合が高く、NISAの影響も考えられる。

【老後の生活について】

老後について心配事がある人は、全体で82.0%。心配事の内容は、「年金」73.9%、「生活費」66.8%、「健康」45.6%が上位3項目。「年金」、「生活費」は既婚者よりも未婚者の割合が高い。

【まとめ】

老後の経済面に関する不安が大きく、節約・貯蓄志向が継続していることがうかがえる。一方特徴的であったのが、既婚者で小遣いを「飲み代」に使う人が年々増加していることであり、今後の消費回復を期待したい。

愛媛県内在住の会社員・公務員の男女（既婚・未婚含む）1,000人を対象に実施。

調査時期は2015年2月上旬。有効回答率は51.8%（518人）。平均年齢39.7歳。

平均年収、既婚（世帯収入）606万3,000円、未婚334万7,000円。

※アンケートの詳細結果については、当行ホームページにて掲載。<http://www.himegin.co.jp>



最近の愛媛県内景気

日本経済は、昨年4月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響も和らぎをみせ、基調的には緩やかな回復を続けている。2014年10～12月期の実質GDP成長率は、速報値0.4%（年率換算1.5%）と2四半期振りにプラスに転じた。また、アベノミクスによる経済政策と世界的な金融緩和を背景に、円安株高が進行し、2015年4月10日、株式市場で日経平均が一時2万円の大台を回復した。これは、2004年4月以来15年振りの高値である。円相場は1ドル＝120円前後で推移しており、円安や原油安を背景に企業収益は拡大している。大企業を中心にベースアップ拡大の動きが相次いでみられ、今後企業の賃上げが消費を刺激し、景気を押し上げる好循環への期待が高まる。

県内経済については、大型小売店販売額が2014年12月以降3ヵ月連続で前年を下回り、新車乗用車販売台数も消費税増税後11ヵ月連続で前年を下回るなど、個人消費に弱い動きがみられる。また、円安による原材料の高騰などから、業種によりばらつきはあるものの、鉱工業生産指数が2014年8月以来5ヵ月振りに前年を上回るなど、緩やかな持ち直しが続いている。雇用・所得環境の改善傾向も続くなか、原油価格下落の影響や各種政策の効果も合わさり、景気の緩やかな回復が期待される。

生産活動

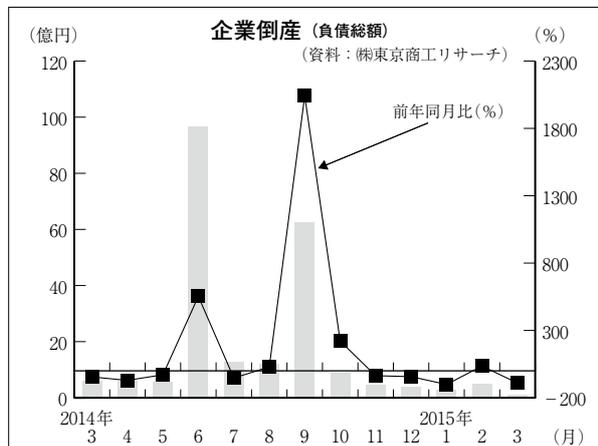
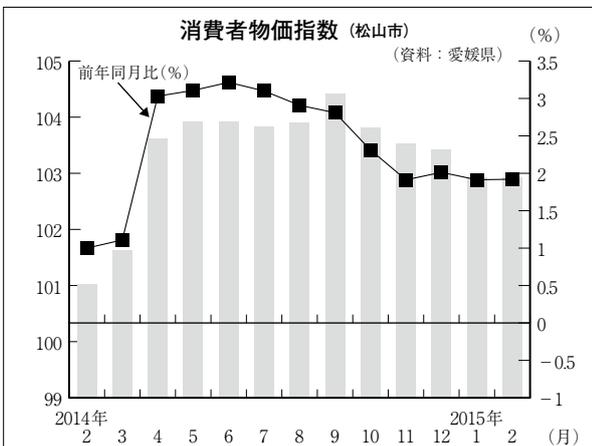
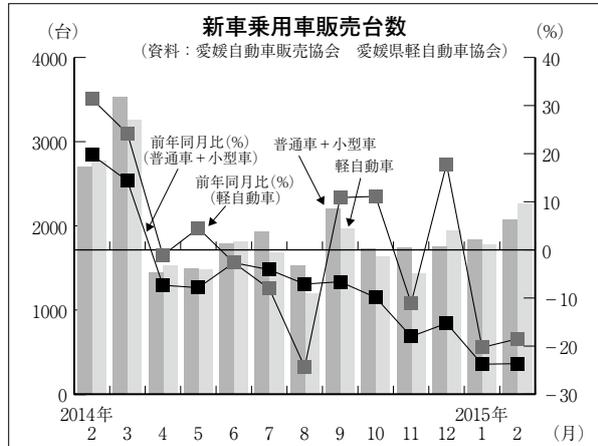
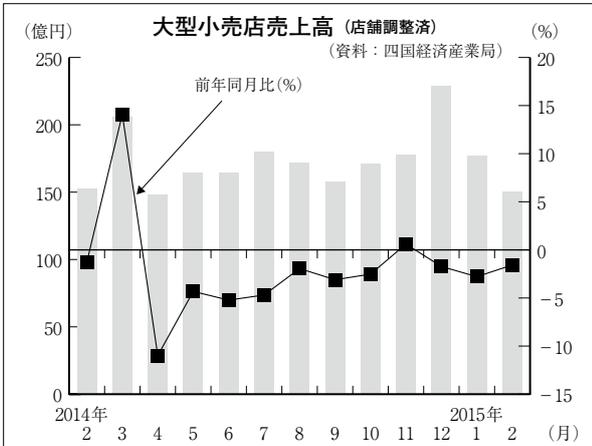
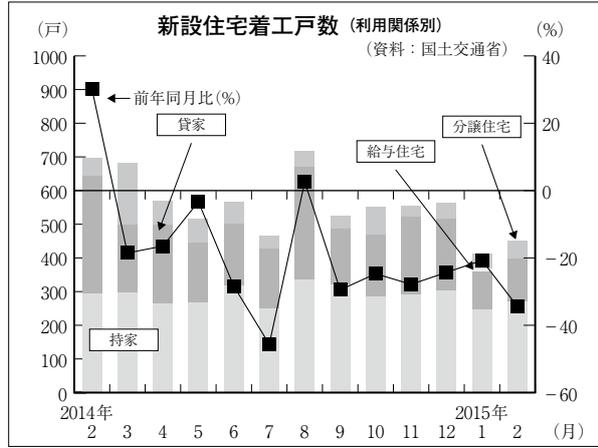
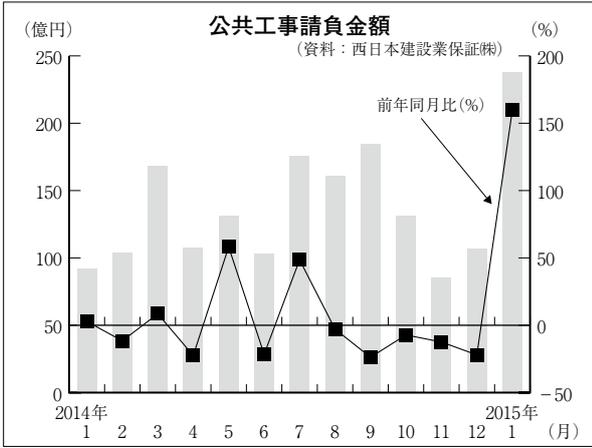
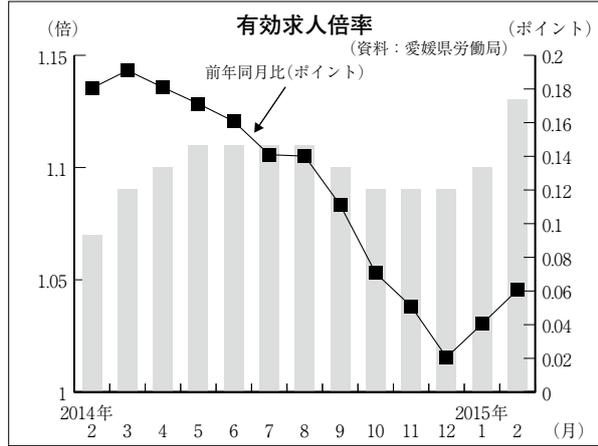
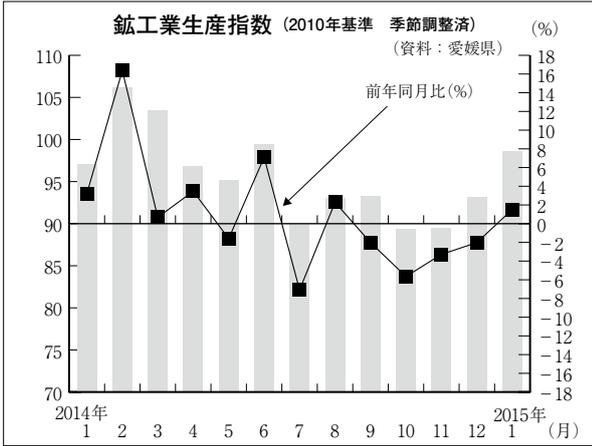
全体としては、2014年11月以降右肩上がりで推移しており、2015年1月には対前年比プラスへと回復した。業種別では、機械工業が2014年6月以来6ヵ月ぶりに100を上回るなど、明るい兆しが見えている。雇用情勢についても、有効求人倍率は、2013年10月以降は17ヵ月連続で1.00倍を上回っており、順調に推移している。

最終需要動向

大型小売店の売上高は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や天候不順の影響もあり、消費税増税後2014年11月を除くすべての月で、前年同月比がマイナスとなった。新設住宅着工戸数や自動車販売（普通車+小型車）台数も、2014年4月以降は前年同月比マイナス基調に推移している。軽自動車販売台数は月によりばらつきが大きいのが、2015年以降は大きく前年同月比を下回っている。松山市の消費者物価指数は、2013年7月以降20ヵ月連続で前年同月比プラスとなっている。

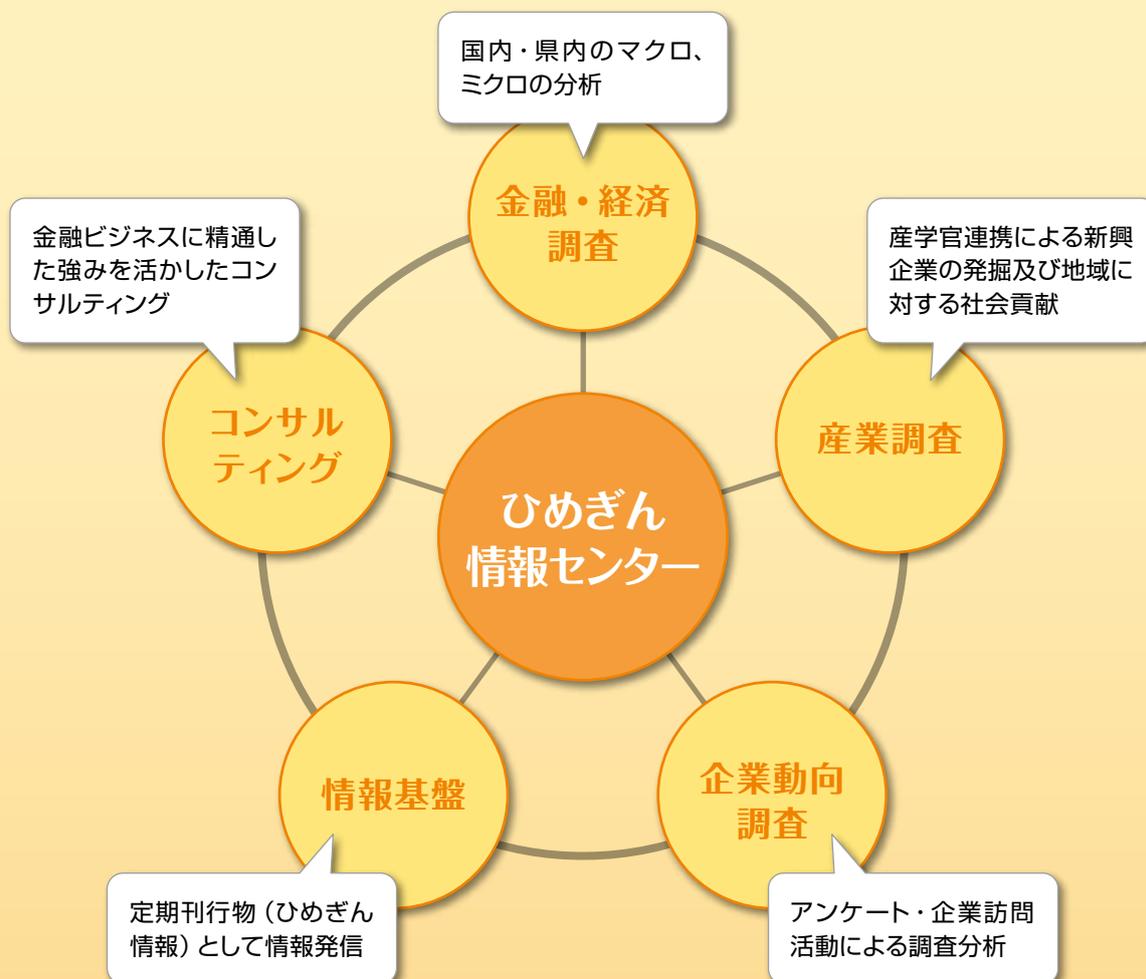
企業倒産動向

県内企業倒産件数は、2013年1月以降27ヵ月連続で一ケタ台が続いている。2014年度の倒産件数は58件（前年度同期間比+2件）である。2014年度負債総額224億5,900万円（同+52億6,200万円）。2014年6月に負債額10億円以上の倒産が3件、2014年9月には松山市において負債額50億円の大型倒産が1件発生した。2014年度の倒産形態は破産が33件、銀行停止処分が17件で、倒産の86.2%を占めている。



ひめぎん情報センター

『ひめぎん情報センター』では、講演会や社員研修会への講師派遣のほか、経済・金融・社会・文化の動向に関する調査・研究・発信を行っております。



定期刊行物（ひめぎん情報）

愛媛銀行 ひめぎん情報センター

〒790-8580
松山市勝山町2丁目1番地
TEL : 089-933-1111(代)
FAX : 089-933-1207
E-mail : hisc015@himegin.co.jp



この印刷物は、E3PAのシルバー基準に適合した地球環境にやさしい印刷方法で作成されています
E3PA:環境保護印刷推進協議会
<http://www.e3pa.com>

この冊子は、資源の有効活用を考え、再生紙を使用しています。



環境に配慮した「植物油インキ」を使用しています

ひめぎん情報 2015年初夏号 No.279

発行／株式会社 愛媛銀行 ひめぎん情報センター

〒790-8580 松山市勝山町2丁目1番地

T E L (089) 933-1111 (代)

F A X (089) 933-1207

U R L <http://www.himegin.co.jp/>

e-mail hisc015@himegin.co.jp

印刷／ニンジニアネットワーク株式会社

〒799-3101 愛媛県伊予市八倉字三ツ又310番地2

T E L (089) 982-4477